



栃木県公報

平成 25 年
8 月 2 日(金)
第 2501 号

目 次

告 示

- 森林法第189条の規定に基づく告示 663
- 道路の区域の変更..... 663
- 道路の供用開始..... 664
- 都市計画の変更及び図書の縦覧..... 665

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出に係る意見の概要..... 665
- 大規模小売店舗の変更の届出に係る県の意見の概要..... 666
- 県営土地改良事業の工事完了..... 666
- 開発行為の工事完了..... 666

公安委員会

- 栃木県公安委員会事務専決規程の一部改正..... 667

調達等公告

- 入札公告..... 667

告 示

栃木県告示第436号

平成25年 4月 9日付け農林水産省告示第997号で告示した旨通知のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林に係る権利者に通知したが、次に掲げる者については、所在不分明のため通知ができなかったほか、所在不分明との理由により通知が返戻されたので、同法第189条の規定により、当該通知を関係市役所の掲示場に掲示したので告示する。

平成25年 8月 2日

栃木県知事 福 田 富 一

氏 名	住 所	関係市役所
君島ミチ	那須塩原市塩原283	那須塩原市役所
坂内伴之	同 同 450	同
株式会社イート	同 同 1646	同
株式会社太田建設	同 中塩原355- 5	同
塩川久夫	同 上塩原552	同

(森林整備課)

栃木県告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年 8月 2日から同年 9月 2日まで一般の縦覧に供する。

平成25年 8月 2日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道
路線名 主要地方道 藤原宇都宮線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
67	前	塩谷郡塩谷町大字上寺島字三本榎1153から 塩谷郡塩谷町大字上寺島字三本榎1153まで	6.4 ~ 29.4	192.7	
	後	塩谷郡塩谷町大字上寺島字三本榎1153から 塩谷郡塩谷町大字上寺島字三本榎1153まで	6.4 ~ 37.0	192.7	

II

道路の種類 県道
路線名 主要地方道 塩谷喜連川線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
323	前	矢板市片岡字大谷津2101-1 から 矢板市越畑字明神前279-1 まで	6.0 ~ 12.8	1,131.5	
	後	矢板市片岡字大谷津2101-1 から 矢板市越畑字明神前279-1 まで	10.0 ~ 30.3	1,131.5	

栃木県告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年8月2日から同年9月2日まで一般の縦覧に供する。

平成25年8月2日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道400号	那須塩原市関谷字西山1425-41から 那須塩原市関谷字西山1425-41まで	平成25年8月2日
60	主要地方道 黒磯棚倉線	那須郡那須町大字伊王野字下平3111-2 から 那須郡那須町大字伊王野字羽黒3207-1 まで	平成25年8月2日
67	主要地方道 藤原宇都宮線	塩谷郡塩谷町大字上寺島字三本榎1153から 塩谷郡塩谷町大字上寺島字三本榎1153まで	平成25年8月2日
203	主要地方道 那須西郷線	那須郡那須町大字高久丙1147-460から 那須郡那須町大字高久丙1796-39まで	平成25年8月2日
203	主要地方道 那須西郷線	那須郡那須町大字高久丙1896-1 から 那須郡那須町大字高久丙2071-4 まで	平成25年8月2日

294	主要地方道 桐生岩舟線	足利市五十部町164-10から 足利市五十部町212-5まで	平成25年8月2日
294	主要地方道 桐生岩舟線	足利市五十部町290-2から 足利市五十部町309-1まで	平成25年8月2日

(道路保全課)

栃木県告示第439号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、その関係図書を縦覧に供する。

平成25年8月2日

栃木県知事 福田 富一

I

1 都市計画の種類及び名称

宇都宮都市計画道路3・2・2号鬼怒テクノ通り及び3・3・2号真岡二宮線

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

真岡市寺内の一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課及び真岡市建設部都市計画課

II

1 都市計画の種類及び名称

小山栃木都市計画道路3・3・3号小山栃木都賀線及び3・4・203号今泉泉川線

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

栃木市今泉町1丁目、神田町及び仲仕上町の各一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課及び栃木市都市建設部都市計画課

III

1 都市計画の種類及び名称

矢板都市計画道路3・3・5号宇都宮陸羽線、3・4・8号片岡西通り及び3・5・8号鶴ヶ池通り

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

矢板市石関、乙畑、片岡及び越畑の各一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課及び矢板市都市建設課

(都市計画課)

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第3項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出についての同条第1項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を平成25年9月2日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

平成25年8月2日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
壬生おもちゃ団地ショッピングセンター
下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美217-5 外
- 2 法第 8 条第 1 項の規定による意見の概要

市 町 村 名	意 見 の 概 要
壬 生 町	意 見 な し

○大規模小売店舗の変更の届出に係る県の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 4 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出に係る意見について通知したので、概要を次のとおり公告し、当該意見を平成25年 9 月 2 日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

平成25年 8 月 2 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
壬生おもちゃ団地ショッピングセンター
下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美217-5 外
- 2 法第 8 条第 4 項の規定による意見の概要
意見なし

(経営支援課)

○県営土地改良事業の工事完了

県営土地改良事業について次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成25年 8 月 2 日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 名	完 了 年 月 日
県営中山間那須清流（塩阿久津）地区土地改良（農業用排水施設）事業	平成24年 5 月 9 日

(農地整備課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成25年 8 月 2 日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
矢板市中字赤田456番 1 の一部、456番 4 の一部、456番 5 の一部、456番 6 の一部、456番 7、456番 9 の一部、456番10の一部、460番 1、460番 2、468番 8 の一部、468番 9 の一部、字富士山592番 7 の一部、592番 8、592番 9、592番10の一部 (開発行為に関する工事)	矢板市中438番地 9	株 式 会 社 緑 新

矢板市中字富士山595番4の一部		
芳賀郡芳賀町大字八ッ木字天神山21番1、21番22、 字天神27番1、27番3、27番32の一部、27番33、28 番1、28番97、28番98、31番4、31番14、字池入58 番2、58番37、61番1、61番19、62番2、62番18、62 番27、62番28、字一本松70番1、70番42、70番43、 字燈籠場83番1、83番110、83番111、83番112、83番 113、83番114、83番115、字一本松84番1、84番2、 84番14、84番15、84番16、84番21、84番22、84番32、 字細畑93番1、93番3、93番4、93番5、93番6、96 番1、96番2、96番3、96番4、字池入98番4、98番 5、字燈籠場99番9 【第9工区】	日光市塩野室町95番地	カネヤ工業株式会社

(都市計画課)

公安委員会

栃木県公安委員会規則第九号

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年八月二日

栃木県公安委員会委員長 小林 一成

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則

栃木県公安委員会事務専決規程（昭和二十九年栃木県公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二第三十項中「第六条第一項」を「第九条第一項」に改め、同表第三十一項中「第六条第二項」を「第九条第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

調達等公告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年8月2日

栃木県知事 福田 富 一

1 入札に付する事項

- 委託業務名 平成25年度学校給食安心対策事業業務委託
- 委託業務内容 平成25年度学校給食安心対策事業業務委託仕様書による。
- 履行期間 契約を締結した日から平成26年3月28日（金）まで
- 検体回収場所 栃木県全域（学校給食施設）

2 入札に参加する者に必要な資格

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、その他のサービスの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- 平成25年8月22日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- 本委託業務を担当させる事業所は、計量法（平成4年法律第51号）第107条第1項第2号に掲げる事

業に係る登録を受けている者であり、同法第122条に基づく計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第50条第1項第1号による環境計量士（濃度関係）の登録を受けている者が1名以上担当する体制をとれる者であること。

(5) 次の分析機器を所有する者であること。

ゲルマニウム半導体検出器

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県教育委員会事務局健康福利課保健給食担当 電話 028-623-3419

(2) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年8月22日（木）午前10時 栃木県南庁舎2号館4階教育委員室

(3) その他

入札説明書は、平成25年8月7日（水）から同月19日（月）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

ア 最低制限価格の有無 無

イ 詳細は、入札説明書による。

(教育委員会事務局健康福利課)